平成２６年（フ）第４５５５号
大阪市城東区古市３丁目８番13―901号
債務者　重山　賢一
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５７７号
大阪府守口市八雲中町１丁目３番10―503号、前住所大阪市東淀川区大隅２丁目６番22号
債務者　高橋　美加
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５９３号
大阪市大正区平尾５―９―９―902号、住民票上の住所兵庫県尼崎市西川２丁目39番１―405号
債務者　大岡清治郎
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５９８号
大阪府東大阪市御厨６丁目７番10号
債務者　京極　君恵
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６０１号
大阪市平野区西脇４丁目７番12号　ロードハイムＹ・Ｋ201号
債務者　内山　貴久
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６０２号
大阪府守口市藤田町５丁目27番１号、前住所大阪府門真市大倉町19番14号
債務者　長嶋喜代次
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６０７号
大阪府八尾市恩智北町２丁目19番地　サンハイツ寺川206号
債務者　大石　弘子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４号
山形県酒田市松原南３番地の27、前住所埼玉県さいたま市浦和区常盤２丁目９番23―206号
債務者　石川　雄太
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１７１号
茨城県石岡市東光台１丁目９番12号　ドミールエビサワⅡ202号
債務者　望野　正幸
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１８９号
千葉県八街市朝日329番地23
債務者　山田　　清
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１９７号
千葉県八街市吉倉269番地10
債務者　秋山　虎吏
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２００号
千葉県成田市並木町25番地21　アイケイハイムＢ棟105
債務者　上田　勘司
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２０１号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　15棟504号
債務者　鈴木宏太郎
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２０５号
千葉県佐倉市上志津1031番地23
債務者　吉野　史剛
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２０６号
千葉県成田市稲荷山235番地
債務者　木内　晴美
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１４８６号
愛知県海部郡蟹江町今２丁目16番地１　ウエストルール201号
債務者　菱田　賢一
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６２号
岡山県倉敷市美和２丁目１番２号　榊原マンション405号
債務者　山﨑　紀子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係